

○長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定するものをいう。以下同じ。）の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある児童（以下「難聴児」という。）に対し、補聴器の装用による聴力の向上及び言語の習得を支援し、難聴児の健やかな成長に資するため、長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児)

第2条 補助金の交付の対象となる児童（以下「対象児」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす18歳未満の者とする。

- (1) 県内に住所を有していること。
- (2) 対象児の保護者が市内に住所を有していること。
- (3) 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること。ただし、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師（以下「医師」という。）が装用の必要を認めた場合は、この限りでない。
- (4) 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象者ではないこと。
- (5) 補聴器の装用により、言語の習得等の効果が期待できると医師が判断するものであること。

2 市長は、前項に規定する者が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合は、交付手続を行うよう指導するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項ただし書の規定により、補装具費支給制度の対象外とされる世帯に属する難聴児については、補助金の交付の対象となることができない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、新たに補聴器を購入する別表に定める経費又は同表に定める耐用年数経過後に補聴器を更新する経費（以下「購入費」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補聴器の種類欄に掲げる補聴器の種類に応じ、それぞれ1台当たりの基準価格の欄に掲げる額（FM型補聴器の場合にあつては、同表の備考

の規定を適用して算定した額)又は購入費の額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を希望する対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、この要綱の規定の適用を受けることについて同意した上で、軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 医師が対象の聴力検査を実施した上で交付した意見書(別紙1。以下「意見書」という。)
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る却下決定通知書の写し(身体障害者手帳の交付の申請をした難聴児に限る。)
- (3) 意見書の処方に基づき、本市の認定を受けた補聴器専門店が作成した見積書
- (4) 補聴器の仕様書
- (5) 対象児の属する世帯全員の市県民税所得・課税証明書

(所得審査)

第6条 市長は、対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、第2条第3項の規定による対象該当の有無を確認するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請書の提出があつたときは、必要な審査を行い、補助金の交付の適否を決定する。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付券(第3号様式。以下「給付券」という。)を申請者に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付決定のお知らせ(第4号様式)を決定業者に交付するものとし、補助金の不交付の決定をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金不交付決定通知書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(補聴器の購入)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「決定者」という。)が補聴器(第5条第3号の見積書に係るものに限る。以下同じ。)を購入しようとするときは、軽度・中等度補聴器購入費補助金交付決定通知書に記載された決定業者に給付券を提出するものとする。

(費用の負担)

第9条 前条の規定により補聴器を購入した申請者は、購入費の額から補助金の額を差し引いた額を負担するものとする。

(費用の請求)

第10条 補聴器を購入した申請者は、補聴器の購入費の額から寄附金その他の収入額及び自己負担額を控除した額を、軽度・中等度難聴児補聴器購入費請求書(第6号様式)に領収書及び給付券を添付の上、市長へ請求するものとする。

2 市長は前項の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

(補聴器の管理)

第11条 補助金の交付を受けて補聴器を購入した者は、当該補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

2 市長は、申請者が前項の規定に違反したと認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第12条 市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金台帳(第7号様式)を整備するものとする。

(補聴器更新の特例)

第13条 市長は、補聴器の使用者又は所有者の責任によらず、別表に定める耐用年数を経過する前に災害等の特別の事情により当該補聴器が毀損した場合は、新たに必要と認める補聴器に係る購入費について、補助金を交付することができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月17日告示第317号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成25年8月7日告示第561号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条、第4条、第13条関係)

補聴器の種類	1台当たりの基準 価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
--------	----------------	-------------	------

軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) イヤーモールド。ただし、イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を控除する。	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型（レディメイド）	87,000円	補聴器本体（電池を含む。）	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円		
骨導式ポケット型	70,100円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 骨導レシーバー (3) ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 平面レンズ。ただし、平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を控除する。	

備考 FM型補聴器の場合は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める金額（その費用が当該各号に定める金額に満たないときは、当該費用）を1台当たりの基準価格に加えるものとする。

- (1) FM型受信機 80,000円
- (2) ワイヤレスマイク（1台に限る。） 98,000円
- (3) オーディオチューナー 5,000円

軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付申請書

申請日 年 月 日

（あて先）長崎市長

（申請者）

住 所

氏 名

対象児との続柄（ ）

電 話

次のとおり長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金の交付申請をします。

対 象 児	住 所			
	個人番号			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日		性別	
購入を希望する 補聴器の種類				
購入を希望する 業者名	名称			
	所在地			
	電話			
見積額 (判定補聴器)	見積額 (希望補聴器) ※差額自己負担による機種変更を希望する場合	寄附金 その他収入額		
円		円		円
身体障害者手帳 の申請の有・無	有・無 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。			
最近5年間の 補聴器の購入 等の状況	右(有・無) 年 月 日 左(有・無) 年 月 日 購入 <input type="checkbox"/> 長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金を活用した購入 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給 <input type="checkbox"/> その他			
備 考				

(裏面)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の決定のため必要があるときは、次の表の申請者及び申請者の属する世帯の世帯全員の住民税課税状況について確認することに同意します。

世帯員の状況

氏名 (個人番号)	対象者との続柄	生年月日	同意欄	市民税所得割	備考
()			印		
()			印		
()			印		
()			印		
()			印		

第2号様式(第7条関係)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金 交付決定通知書			
様		第 号 年 月 日	
		長崎市長	印
先に申請のありました長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。			
住 所			
フリガナ 対象児氏名		フリガナ 保護者氏名	
生年月日		性別	
支給番号	第 号	交付決定日	
決定内容	補聴器の種類： 処 方：		
決 定 業 者	名 称		
	所在地		
	電 話		
購入費	寄附金 その他の収入額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
備考			

第3号様式(第7条関係)

軽度・中等度難聴児補聴器給付券				
支給番号	第	号	支給決定日	
対象児氏名			生年月日	
住 所				
保護者氏名			続 柄	
補聴器の種類				
処 方				
決定業者	名称			
	所在地			
	電話			
基準額	見積額	寄附金 その他の収入額	利用者負担	公費負担額
円	円	円	円	円
上記のとおり決定する。 年 月 日				
			長崎市長	<input type="checkbox"/>
受領	受 領 年月日		受領者 氏名印	<input type="checkbox"/>
長崎市長		年 月 日		
		(受任者)住所		
		業者名・代表者名	<input type="checkbox"/>	
		電話		
委 任 状				
(委任者)	は、長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金の請求及び受領を行うことを			
(受任者)	に委任いたします。			
	(委任者)住所			
	氏名	<input type="checkbox"/>		

第4号様式（第7条関係）

<p style="text-align: center;">軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金 交付決定のお知らせ</p>					
<p>第 号 年 月 日</p>					
<p>様</p>					
<p>長崎市長 印</p>					
<p>次のとおり長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金の交付を決定しましたので、軽度・中等度難聴児補聴器給付券の提示がありましたら対応をお願いします。</p>					
住 所					
フリガナ 対象児氏名			フリガナ 保護者氏名		
生年月日			性別		電話
支給番号	第 号	交付決定日			
決定内容	<p>補聴器の種類：</p> <p>処 方：</p>				
見 積 額	円	利用者負担額		円	

軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長 印

に申請がありました長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金の交付申請については、次の理由により交付しないことと決定しましたので、通知します。

不交付の理由

第7号様式(第12条関係)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金台帳

給付 番号	申 込 年月日	対象児氏名	申請者氏名	個人番号	住 所	電 話	補聴器の種類 (基準額)	購入先業者名	補聴器の購 入価格	両耳 片側	新 更新	申請者が支 払うべき額	公 費 負担額	給付決定 年月日	請求 年月日	振込 年月日	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	

第1号様式 (第5条関係)

第2号様式 (第7条関係)

第3号様式 (第7条関係)

第4号様式 (第7条関係)

第5号様式 (第7条関係)

第6号様式 (第10条関係)

第7号様式 (第12条関係)